

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																			
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～12 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。) 第1 (略)</p> <p>第2 付加機能使用料 1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 33%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 52%;">料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>18 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料 金 額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	種 類	提 供 条 件	1～17 (略)	(略)	18 削除		<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～12 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。) 第1 (略)</p> <p>第2 付加機能使用料 1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 33%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 52%;">料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>留守番電話機能</td> <td>1内線番号ごとに</td> <td style="text-align: center;">300円 (330円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>18 留守番電話機能 IP電話番号又は内線番号 (VoIP-GW接続機能に係るものを除きます。)により着信した通信のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージを再生する機能をいいます。</td> <td> (1) 第9種接続装置 (タイプ2に係るものに限ります。)に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 (3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されるこ </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料 金 額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	留守番電話機能	1内線番号ごとに	300円 (330円)	(略)	(略)	(略)	種 類	提 供 条 件	1～17 (略)	(略)	18 留守番電話機能 IP電話番号又は内線番号 (VoIP-GW接続機能に係るものを除きます。)により着信した通信のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージを再生する機能をいいます。	(1) 第9種接続装置 (タイプ2に係るものに限ります。)に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 (3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されるこ
区 分			単 位	料 金 額 (月額)																																
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																			
(略)	(略)	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
種 類	提 供 条 件																																			
1～17 (略)	(略)																																			
18 削除																																				
区 分	単 位	料 金 額 (月額)																																		
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
留守番電話機能	1内線番号ごとに	300円 (330円)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
種 類	提 供 条 件																																			
1～17 (略)	(略)																																			
18 留守番電話機能 IP電話番号又は内線番号 (VoIP-GW接続機能に係るものを除きます。)により着信した通信のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージを再生する機能をいいます。	(1) 第9種接続装置 (タイプ2に係るものに限ります。)に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 (3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されるこ																																			

19～25 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)

附 則 (令和8年5月20日経企 000600005115-01号)
(実施期日)

- この改正規定は、令和8年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(留守番電話機能に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している留守番電話機能に係る提供条件は次のとおりとします。
(1) 付加機能使用料については、内線番号の数に応じて、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
留守番電話機能	1内線番号ごとに	300円 (330円)

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

19～25 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)

- とがあります。この場合、消去されたメッセージの復元はできません。
- (4) この機能を利用している契約者（第9種接続装置に係るビジネス mopera サービス契約者に限ります。）は、メッセージの蓄積があった場合に、その旨を電子メールにより通知することができます。
- (5) この機能を利用している契約者は、メッセージの蓄積があった場合に、蓄積されたメッセージを電子メールとして送信することができます。
- (6) メッセージの再生等当社が定める機能の利用のために行った通信（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含みます。）に係る料金は、この機能に係る専用回線等接続サービスの接続点への通信とみなして取り扱います。
- (7) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、当社が定めるところによります。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社、株式会社四国中央テレビ又はミクスネットワーク株式会社</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p>第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社、株式会社四国中央テレビ又はミクスネットワーク株式会社	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名			<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社又は株式会社四国中央テレビ</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p>第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社又は株式会社四国中央テレビ	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名		
用 語	内 容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社、株式会社四国中央テレビ又はミクスネットワーク株式会社																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								
用 語	内 容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限公司、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社又は株式会社四国中央テレビ																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								

第3-53種契約	ミクスネットワーク株式会社
----------	---------------

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	料金額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ア 基本工事費	(ア) (イ)及び(ウ)以外の場合	1の工事ごとに基本額 加算額	13,500円 (14,850円) (略)	
	(イ) 第3種契約の解除と同時に新たに第1種又は第2種契約を締結する場合	1の工事ごとに基本額 加算額	7,500円 (8,250円) 3,500円 (3,850円)	
	(ウ) (略)	(略)	(略)	
イ～オ		(略)		
(略)				

2-2 第3種契約に係るもの

区 分			単 位	料金額 (月額)	
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
基本工事費	マンションタイプに係るもの	(略)	(略)	(略)	
		第3種契約に係る種別の変更の場合	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)	

(略)	(略)
-----	-----

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	料金額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに基本額 加算額	7,500円 (8,250円) (略)	
	(イ) (略)	(略)	(略)	
	イ～オ	(略)		
(略)				

2-2 第3種契約に係るもの

区 分			単 位	料金額 (月額)	
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
基本工事費	マンションタイプに係るもの	(略)	(略)	(略)	

		第1種又は第2種契約の解除と同時に新たに第3種契約を締結する場合	1の工事ごとに	20,000円(22,000円)
		上記以外のもの	(略)	26,000円(28,600円)
	上記以外のもの	(略)	(略)	(略)
		第3種契約に係る種別の変更の場合	1の工事ごとに	20,000円(22,000円)
		第1種又は第2種契約の解除と同時に新たに第3種契約を締結する場合	1の工事ごとに	20,000円(22,000円)
		上記以外のもの	1の工事ごとに	26,000円(28,600円)
(略)				

第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和8年5月20日経企000600005115-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならないIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

	上記以外のもの	(略)	(略)	(略)
		上記以外のもの	1の工事ごとに	18,000円(19,800円)
(略)				

第3表 (略)

別表1～別表3 (略)